

令和元年6月14日現在

機関番号：13401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13572

研究課題名(和文)障害を持つ子どもを対象とした主権者教育(=法教育)のプログラム開発

研究課題名(英文)Developing Program of special education in Law-Related Education

研究代表者

橋本 康弘(HASHIMOTO, YASUHIRO)

福井大学・学術研究院教育・人文社会系部門(教員養成)・教授

研究者番号：70346295

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、障害を持つ子どもを対象とした主権者教育としての法教育のプログラム開発である。本研究では、障害を持つ子どもを対象とした主権者教育の現状の調査を行った後で、研究目的を達成すべく第二東京弁護士会や岐阜県弁護士会所属弁護士の協力を得て、「選ぶために必要な情報を集め、候補者を選ぶ」「合理的な理由に基づき選ぶ」といった視点から教材を開発し、学校現場で実施、生徒の発言等を検証した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで皆無であった知的障害を持った子どもたちを対象とした日本の主権者教育=法教育の授業開発を行うことができ、かつ、その授業実践を行うことで、授業の有効性を検証することができた。特に、「選ぶために必要な情報を集め、候補者を選ぶ」授業では、「候補者を選ぶ」「その理由を答える」だけではなく、更に、「合理的に選ぶためにはどのような情報が必要なのか」を検討し、発言することを求める難易度の高い授業であったが、一定程度の教育効果を見取ることができた。

研究成果の概要(英文):The purpose of this study is to develop program of law-related education for children with disabilities.In this research, 1) After investigating the current state of law-related education for children with disabilities, 2) with the cooperation of the second Tokyo Bar Association and Gifu Prefecture Bar Association affiliated lawyers to achieve the research purpose The teaching materials were developed from the viewpoint of "collecting information necessary for selection and selecting candidates" and "selecting based on rational reasons", implemented at the lessons of school, and verified the students' comments.

研究分野：教科教育学

キーワード：法教育 主権者教育 特別支援教育 プログラム開発

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 主権者教育の充実の必要性

文部科学省と総務省は過日、高校生向け教材「私たちが拓く日本の未来」(文部科学省ホームページ)を公表した。教育の政治的中立性の問題もあるが、主権者教育の充実に向けた第一歩を踏み出したと言えよう。この教材が開発された理由は「18歳選挙権」問題に他ならず、今後も学校現場で主権者教育の充実に向けて多様な教材が開発されることだろう。一方で、障害を持つ子どもに対する主権者教育は充実しているのだろうか。障害を持つ子どもも「かけがえない主権者」であることを忘れてはならない。健常児ばかりでなく、障害を持った子どもに対する主権者教育の充実も課題ではないか。

(2) 法教育の充実の必要性

主権者教育はとかく「有権者教育(政治参加教育)」と結びつけて議論されがちだが、投票行動をするだけが主権者の役割ではない。身近な社会における法的問題についてその合理的合意的な解決策を見つけ出す(ルールづくり)(法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい,2005年)といった社会の形成者を育てるのも主権者教育の役割ではないか。この役割をストレートに担うのが、法教育である。ただこれまでの法教育研究は、管見する限り、健常児を対象とした法教育ばかりであり、障害を持つ子どもを対象とした法教育(実践)研究は極めて少なく、行われた実践(2012年12月11日東京都立矢口特別支援学校における第二東京弁護士会弁護士によるもの)を拝見すると、悪徳商法(人)に対する消費者教育＝「悪い人を見たら逃げる」といった教育内容を体験的に教えるものである等、とかく主権者教育＝法教育と言える内容とは言えない。障害を持つ子どもを対象とした主権者教育＝法教育のあり方について検討していく必要がある。

(3) 特別支援学校での「社会参画」の捉え方の問題性

主権者教育と親和性のある概念に「社会参画」がある。この「社会参画」について、特別支援学校では「キャリア教育・就労支援」として充実が図られようとしている(文部科学省「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業」)。そもそも、特別支援学校に通う子どもも一市民であり、「社会参画」の方法を「就労」のみに限定するのではなく、主権者としての教育内容・方法の開発が重要になる。

(4) 「コンピテンシー・ベース」の学習構築の必要性

中央教育審議会教育課程特別部会は「論点整理」を提示し、「コンテンツ・ベース」から「コンピテンシー・ベース」の学習の構築が今後重要であることが指摘した。この「基本方針」に沿って、学習指導要領が改訂されるべく検討が重ねられている。障害を持つ子どもにとっての「コンピテンシー・ベース」の学習をどう構築していくのか、その課題に応える研究が必要になってきている。法教育はコンピテンシーの育成と親和性があり(橋本康弘「新学習指導要領における法教育 - 法教育に関して法律実務家に求められること」『法律のひろば』平成24年10月)、障害を持つ子どもを対象とした法教育のあり方を検討し、実践すれば、自ずと「コンピテンシー・ベース」の学習構築に向けた取り組みとなる。現在の教育的課題を解決する上での一助となる。

2. 研究の目的

以上のような研究開始当初の背景を踏まえ、本研究では、(1)障害を持つ子どもを「かけがえない主権者」と位置づけて、主権者教育＝法教育のプログラムを開発してきた。また、単発的な指導案ではなく、カリキュラム(単元)レベルで検討してきた。その際、障害を持つ子どもの特性を把握し、その特性に応じたカリキュラムにしてきた。なぜなら、障害を持つ子ども

は障害の度合いも多様であり、一つの授業で終結するよりも、多様な内容・方法を駆使して繰り返し授業を行う場合や多様な支援の方法があり（柘植雅義・堀江祐爾・清水静海編著『教科教育と特別支援教育のコラボレーション』平成24年）、一つの授業レベルで議論するよりも「かけがえのない主権者」を育成する観点からカリキュラム（単元）レベルで作成し提示することは、これまでの日本の主権者教育＝法教育にはなかった新たな視座を提供することになると考えたからだ。また、(2)学習指導要領の改訂では、「何を学ぶか」よりも「どのように学ぶか」への転換が重視される中で、アクティブラーニングが推奨されている。アクティブラーニングの実施による学力観の転換は、「多様性」の中での教育実践を目指すことになるだろう。ここでは障害を持つ子どもと健常児との協働でのアクティブラーニングも想定されなければならない。多くの通常学級に「気がかりな子」がいる現状を踏まえ、健常児のみの主権者教育＝法教育だけではなく、障害を持つ子どもと健常児とのコラボレーションによる主権者教育＝法教育のあり方について検討し、授業を開発、実践していくことは、これまでの法教育研究では、管見の限りない。本研究では、障害を持つ子どもを対象とした主権者教育＝法教育の授業（単元）開発のみならず、障害を持つ子どもと健常児とのコラボレーションによるインクルーシブ型主権者教育＝法教育の授業（単元）開発にもチャレンジした。そうすることが、新学習指導要領の改訂の理念にも沿う内容であるとともに、法教育研究に新たなステージを提供することになるからだ。

3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、次のようなプロセスで研究を進めていった。

(1) 障害を持つ子どもの理解のための研究（文献研究・国内調査）

・特に知的障害を持つ子ども、一般学級に多いとされる発達障害を持つ子どもへの理解を促進するために特別支援教育に関する文献研究や学会等に参加し、資料を収集する。

(2) 障害を持つ子どもの法教育のあり方の研究（国内調査・量的調査・質的調査）

・「生活単元」に関する学習について、特に法教育と親和性のある「ルールや法」に関する学習の先行研究を行う。そのために、特別支援教育に関係する学会等に参加する、また文献研究を行う。

・「生活単元」を中心として「ルールや法」の学習をこれまで特別支援学校でどのような形でやってきたのか、担当する教諭にアンケート（インタビュー）調査を行う。

(3) 障害を持つ子どもを対象とした主権者教育＝法教育カリキュラム(単元)の枠組みの設計(文献研究・実践研究)

・障害を持つ子どもが持つべき「法的価値、概念、法的見方・考え方」の指定のために法学や教育学、特別支援教育学に関する文献研究を行う。

・カリキュラム（単元）設計を行う対象となる予定の学校においてプレテスト・ポストテスト（短期・長期）を実施し、子どもの変容を確かめ、子どもたちが実際に理解可能な内容なのか等、実施した授業の評価・改善を行う。

・法教育授業を行った結果を踏まえ、カリキュラム（単元）設計に当たる。具体的には、繰り返し場面を変えて同じテーマで授業を行うのか否か等を踏まえ、カリキュラム（単元）の枠組みを設計する。

(4) 障害を持つ子どもを対象とした主権者教育＝法教育授業の設計・実施・改善（実践研究）

・作成したカリキュラム（単元）の枠組みに沿って、授業を設計し、開発・実施をする。(3)と同様で、特別支援学校で行う法教育授業を実施し、プレテスト・ポストテスト（短期・長期）を実施し、子どもの変容を確かめていきつつ、カリキュラム（単元）の内容を修正する。

また、学習支援の在り方について検討をする等、作成したカリキュラム(単元)の実効性を高めていく。

- ・開発・実施したカリキュラム(単元)、授業等について、法と教育学会で報告し、批判を仰ぐ。
- (5)障害を持つ子どもと健常児の協働学習に関する調査研究(文献調査・国内調査)
- ・障害を持つ子どもと健常児の協働学習に関する先行研究を行う。また、文献研究を行う。
 - ・障害を持つ子どもと健常児の協働学習を実施している学校等を訪問し、授業参観する、また、その意義と課題を探求する。
- (6)障害を持つ子どもと健常児の主権者教育 = 法教育の授業の設計・実施・改善(実践研究)
- ・協働的に学ぶことが可能になる法教育授業を設計し、開発・実施をする。校種は特に指定をしないが、できれば、小学校で行う。授業の前後に際しては、プレテスト・ポストテスト(短期・長期)を実施し、子どもの変容を確かめていきつつ、指導案の内容を修正する、また、学習支援の在り方について検討をするなど、作成した指導案の実効性を高めていく。
- (7)障害を持った子どもを対象にした主権者教育 = 法教育のあり方について問う公開シンポジウムを開催する。また、これまでの研究成果を学会発表することで批判を仰ぐ。

4. 研究成果

本研究の成果は次の通りである。

- (1)「生活単元」で行う「ルールや法」の学習は、「規範注入教育」として行われる傾向があり、かつ、「躰」として行われているようだ。他方、主権者として必要な「権力者の役割」「権力者のあるべき資質」「その権力者を選ぶために必要な情報を得る必要性」、そしてそれらの内容を踏まえた「合理的な意思決定」能力を育成するような授業はほとんど行われていないようだ。
- (2)(1)の問題点を踏まえ、「権力者の役割」「権力者のあるべき資質」「その権力者を選ぶために必要な情報を得る必要性」、そして、それらの内容を踏まえた「合理的な意思決定」能力を育成する主権者教育 = 法教育の授業を開発し、実践・検証を行った(実践した学年は、高等部職業類型3年と2年)。その際、第二東京弁護士会に所属する弁護士諸氏の協力を得た。同授業では、当該特別支援学校で行われる「バスケットボールの対抗戦」に関連して、「バスケットボール部のコーチを外部から招聘する」といった生徒に切実性を感じやすい場面を事例にして、そのコーチ候補者4名から自分たちが指導して欲しいコーチを選任する、といった授業である。30分あまりの議論の時間では、自分の意見を理由と共に伝えることができる生徒が多く出ていた。他方で、自分の意見に固執する生徒や意図が伝わりにくい意見も提示された。なお、同授業は、毎日新聞(知的障害者、選挙に意識高め 福井大学教授ら東京の特別支援学校で 班で候補者選択、生徒同士で議論も 2018年03月)や日本教育新聞(弁護士による法教育 2018年3月)に記事が掲載された。
- (3)(2)で実施した授業の課題(候補者数の数が多すぎる問題や候補者を選ぶ授業経験がない中でどのような授業を「基礎」として位置づけるべきか)を踏まえ、「候補者を選ぶ」主権者教育の前提として、「合理的な理由に基づいて意見を言える」といったことを目標に置く授業を開発し、実践・検証を行った(実践した学年は中学校養護学級3年)。その際、岐阜県弁護士会に所属する弁護士諸氏の協力を得た。同授業では、同学級で毎年行われる作業製品の販売活動について、その製品は販売箇所を「製品を売るときにどんな願いを大切にしたいのか」「どこで販売すればその願いが実現できるのか」といった視点を踏まえて意見を述べるというものである。100分の授業では、「願い」「場所」を結びつけて意見を述べるだけに止まっていた生徒が、「深く」考えるようになり、その「場所」の特性を踏まえる

と、「願い」が必ずしも実現するかわからない、といったことを考える生徒も出てきた。授業を終えて数日後の保護者からの意見では、「自分の意見に理由を述べるようになった」と授業のねらいが達成されたと言及できる状況も見られた。なお、同授業は、朝日新聞全国版（意見言う力 特別支援学級で育む 主権者教育 販売活動を題材に 2019年2月）に記事が掲載されている。

(4) 健常児と障害児のコラボレーション型主権者教育 = 法教育の授業づくりについては、小学校5年生を対象として、授業を開発、実施・検証を行った。同授業も岐阜県弁護士会所属弁護士諸氏の協力の下、行われた。同授業では、学校で毎年行う鼓笛隊の指導者を選ぶ授業であり、障害を持った子どもと健常児の子どもが共に議論をし、意思決定を行っていた。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計3件)

橋本康弘・須本良夫・野川三徳、知的障害を持った子どもを対象とした主権者教育教材の開発・実践・検証 - 岐阜大学教育学部附属中学校養護学級の場合 - 、社会系教科教育学会、2019年

橋本康弘・野坂佳生、主権者教育カリキュラムの在り方 - 『民主主義の基礎・権威』の再評価、全国社会科教育学会、2018年

橋本康弘・野坂佳生、特別支援学校における主権者教育の在り方 - 知的障害をもった子どもたちを対象とした授業実践 - 、日本公民教育学会、2018年

〔図書〕(計1件)

橋本康弘、日本発達障害連盟、発達障害白書 2019年度、知的障害のある生徒への主権者教育、144-145

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：野坂 佳生

ローマ字氏名：Yoshio NOSAKA

所属研究機関名：金沢大学

部局名：法学系

職名：教授

研究者番号(8桁): 70377422

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。